

日本司法支援センター
平成18年規程第23号
改正 平成22年9月16日
平成22年規程第21号

役職員倫理規程を次のように定める。

平成18年4月10日

日本司法支援センター
理事長 金平輝子

役職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）の役員及び職員（非常勤を除く。以下「役職員」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もってセンター業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(倫理行動規準)

第2条 役職員は、センターの役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 役職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 役職員は、総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「法」という。）その他関係法令及びセンターの諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 役職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動がセンターの信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(事業者等・利害関係者)

第3条 この規程において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役

員，従業員，代理人その他の者は，前項の事業者等とみなす。

- 3 この規程において、「利害関係者」とは，役職員が，センターの支出の原因となる契約に関する事務又は会計規程（平成18年規程第1号）第15条に規定する売買，貸借，請負その他の契約に関する事務に，職務として携わる場合において，これらの契約を締結している事業者等，これらの契約の申込みをしている事業者等又はこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等をいう。
- 4 役職員に異動があった場合において，当該異動前の役職に係る当該役職員の利害関係者であった者が，異動後引き続き当該役職に係る他の役職員の利害関係者であるときは，当該利害関係者であった者は，当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に，当該利害関係者であった者が当該役職に係る他の役職員の利害関係者でなくなったときは，その日までの間）は，当該異動があった役職員の利害関係者であるものとみなす。
- 5 他の役職員の利害関係者が，役職員をしてその役職に基づく影響力を当該他の役職員に行使させることにより自己の利益を図るためその役職員と接触していることが明らかな場合においては，当該他の役職員の利害関係者は，その役職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（禁止行為）

第4条 役職員は，次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭，物品又は不動産の贈与（せん別，祝儀，香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては，無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により，無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により，無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (8) 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。
 - (9) 利害関係者をして，第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず，役職員は，次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において，利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に，当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に，当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利

用が相当と認められる場合に限る。)

- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、役職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第5条 役職員は、私的な関係（役職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の様態等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者（当該役職員が総務の業務を担当する理事である場合は、倫理監督者を理事長と読み替えるものとする。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

（利害関係者以外の者との間における禁止行為）

第6条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第7条 役職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

- (1) センターが直接支出する費用をもって作成される書籍等
- (2) 作成数の過半数をセンターにおいて買い入れる書籍等

（役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第8条 役職員は、他の役職員の第4条又は前2条の規定に違反する行為によって当該他

の役職員（第4条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 役職員は、理事長、倫理監督者その他当該役職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の役職員が本規程若しくは本規程に基づく細則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 役員及び職員給与規程（平成18年規程第4号）第18条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員（以下「課長補佐以上の職員」という。）及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督者が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が本規程又は本規程に基づく細則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第9条 役職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が10,000円を超えるとときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、別紙様式1による届出書を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

(1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

(2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

（講演等に関する規制）

第10条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（兼職許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、役職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

（役職員からの申請に対する承認）

第11条 役職員は、前条の規定による承認の申請をしようとするときは、別紙様式2による講演等承認申請書を倫理監督者に提出しなければならない。

（贈与等の報告）

第12条 役員及び課長補佐以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と役職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において役員及び課長補佐以上の職員であつた場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は

当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、別紙様式3による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、理事長又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

(報酬)

第13条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、役職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

(報告書の保存及び閲覧)

第14条 第12条の規定により提出された贈与等報告書は、これらを受理した理事長又はその委任を受けた者において、提出された日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、理事長又はその委任を受けた者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき20,000円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。
- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以降これを行うことができる。
- 4 贈与等報告書の閲覧は、理事長又はその委任を受けた者が指定する場所でこれを行わなければならない。

(倫理監督者)

第15条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、センターに倫理監督者を置く。

- 2 倫理監督者は、総務の業務を担当する理事とする。

(倫理監督者への相談)

第16条 役職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(理事長の責務)

第17条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 贈与等報告書の受理、審査及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (2) 役職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (3) 役職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、当該通知をした役職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- (4) 研修その他の施策により、役職員の倫理感の醸成及び保持に努めること。

(倫理監督者の責務等)

第18条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 役職員からの第5条第2項又は第16条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 役職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- (3) 理事長を助け、役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- (4) この規程に違反する行為があった場合にその旨を理事長に報告すること。

2 倫理監督者は、役職員に、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(役職員がこの規程に違反した場合の対処等)

第19条 役職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、理事長は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、理事長は必要な措置を厳正に行うものとする。

(その他)

第20条 理事長は、この規程の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月10日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成22年規程第21号)

この規程は、平成22年9月16日から施行する。

(別紙様式1)

届 出 書 (第9条関係)

届出年月日	平成 年 月 日	※番 号	
所属・役職		氏 名	印
飲食を共にする利害関係者	(氏名) (所属・役職) (職務との関係)		
飲食の日時・場所等	(日時) (場所) (名称)		
飲食に要する費用等	(飲食に要する費用の額, 厳密な金額が不明な場合は概算額) 円		
	----- (費用を負担する者) (氏名) (所属・役職)		
利害関係者以外の同席者の有無・人数等	(有・無) (人数) 人 (氏名) (所属・役職)		
(あらかじめ届け出ることができなかつたときは, その理由)			

※受 理 欄	受理年月日	平成 年 月 日	印
(特記事項等)			

(注) ※印欄は, 届出者において記載不要。

(別紙様式2)

講演等に関する承認申請書 (第11条関係)

申請年月日	平成 年 月 日	※番号	
所属・役職		氏名	印
利害関係者の名称			
申請概要	(概要)		
	----- (報酬額) 円 (当たり 円)		
必要とする理由	(その他)		

※決定欄	承認	不承認	決定年月日	平成 年 月 日
			通知年月日	平成 年 月 日
(承認又は不承認の理由)				

(注) ※印欄は、申請者において記載不要。

贈 与 等 報 告 書

日本司法支援センター理事長 殿

(所 属)
(役 職)
(氏 名)

印

贈与等又は報酬の支払を受けた年月日	平成 年 月 日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	<input type="checkbox"/> 会合等への出席 (会合名, 内容等:) <input type="checkbox"/> 著述 (著作物の名称, 著述内容等:) <input type="checkbox"/> 講演 (講演の題名・内容, 年月日, 場所等:) <input type="checkbox"/> その他 ()
贈与等又は報酬の内容	<input type="checkbox"/> 金銭 (<input type="checkbox"/> 原稿料 <input type="checkbox"/> 印税 <input type="checkbox"/> 講演料 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 金銭以外 内容:
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	円 (講演等の時間数又は原稿枚数(400字詰原稿用紙):)
上欄に推計した額を記載している場合にあっては, その推計の根拠	<input type="checkbox"/> 販売業者への販売価格の照会に対する回答による価額 <input type="checkbox"/> カタログに記載された価格に基づく価額 <input type="checkbox"/> 主催者側に総額を確認し, 出席者数で等分した価額 <input type="checkbox"/> 店側へ総額を確認し, 出席者数で等分した価額 <input type="checkbox"/> その他 ()
供応接待を受けた場合にあっては, その場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者の人数及び職業	場所の名称: 住所: <input type="checkbox"/> 多数の者が居合わせた立食パーティー等の場合 人数(概数): 名 <input type="checkbox"/> その他の場合 人数: 名 職業:
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	事業者等の名称: 事業者等の住所:
役員等が事業者等の利益のために贈与等を行った場合にあっては, 当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数の場合にあっては, 当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名を記載)	役員等の役職又は地位: 役員等の氏名:
贈与等をし, 又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係	職務との関係: <input type="checkbox"/> 利害関係あり→ <input type="checkbox"/> 講演等の場合, 事前に倫理監督官の承認あり <input type="checkbox"/> 利害関係なし

(注) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。